

**令和4年度町内会活性化講座企画運営業務委託
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項**

1 業務概要

- (1) 業務名称
令和4年度町内会活性化講座企画運営業務
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約を締結した日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 業務委託予定金額
2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
上記金額を超えた契約は行わない。

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすもの。なお、連合体として応募する場合も、全ての参加者が以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本業務を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 事業実施にあたり、必要な人員体制が整っていることまたは人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (7) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある者でないこと。
- (8) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている者でないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けていないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

3 募集要項及び仕様書に対する質問及び回答

募集要項等に対して質問がある場合には、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年4月27日（水）正午【必着】

(2) 提出方法

質問票（様式第1号）により電子メールにて提出。

提出先アドレス：sim004070@city.sendai.jp

電子メールの件名には「令和4年度町内会活性化講座に関する質問」と記載すること。

(3) 回答

令和4年4月28日（木）までに本市ホームページ上にて公表する。

4 応募申込書の提出方法及び提出期限等

本業務の受託を希望する場合は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

(ア) 単体法人の場合

下記①～④の資料を各1部、A4判にて提出すること。

①応募申込書（様式第2号）

②市税の滞納がないことの証明書または現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあつては都税）を滞納していないことの証明書

※申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。

③履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）の写し等

※申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。

④応募資格基準を満たす旨の誓約書（様式第3号）

(イ) 連合体の場合

上記①～④の他、下記⑤及び⑥を各1部、A4判にて提出すること。

⑤連合体に係る誓約書（様式第4号）

⑥委任状（連合体の代表者への委任状）（様式第5号）

(2) 提出方法

持参または郵送により提出する（それ以外での受付は不可）。提出期限経過後の資料の差替え及び再提出は認めない。

※持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに持ち込むこと。

※郵送の場合は、書留にて送付すること。

(3) 提出期限

令和4年5月17日（火）午後5時【必着】

(4) 提出先

〒980-8671

仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル2階(仙台市役所二日町第4仮庁舎)

仙台市市民局市民活躍推進部地域政策課企画振興係 担当：藤崎

5 提案書の提出方法及び提出期限等

本業務の受託を希望する場合は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

下記①～⑤の資料を各10部、A4判にて提出すること。

①企画提案書（詳細については、6(1)企画提案書の内容に記載）

②本業務に係る費用見積書

※別添「仕様書」の内容に留意したうえで、人件費、交通費等の各種経費の積算根拠を明らかにした、項目が詳細な見積書を提出すること。項目については、業務内容として想定される「計画準備」、「打合せ・協議」、「講座企画運営」、「記録作成」、「事業報告書作成」等の内容で設定すること。なお、費用見積書の提出は、当該見積書の金額を評価の対象とするためではなく、上限金額以内での履行が可能であることを担保するために求めるものである。

③会社（法人）概要

④本業務に係る受託体制（組織体制、支援体制、主任担当者及び当該担当者の実績）

⑤同種の業務に関する受託実績リスト及びその概要

(2) 提出方法

上記4に同じ。

(3) 提出期限

令和4年5月31日（火）午後5時【必着】

(4) 提出先

上記4に同じ。

6 応募書類について

(1) 企画提案書の内容

企画提案書は次の（ア）～（エ）を盛り込んだ内容とすること。なお、当事業目的の達成に向けて、さらに必要な業務等がある場合には、仕様書の内容に留まらず、業務委託予定金額の範囲内で幅広く提案すること。

（ア）本業務を受託するにあたっての貴社の考え方・取組み姿勢・方針

（イ）仕様書に基づく企画内容

※企画名（講座名）も企画書に含めること。

（ウ）業務スケジュール・計画

（エ）その他、企画提案に係る必要な事項等

(2) 応募書類の取扱い

- ・様式があるものは様式に従うこと。
- ・応募書類に係る各種費用は応募者の負担とする。
- ・応募書類は返却しない。

7 提案書の審査及び特定方法

(1) 審査

（ア）委託者にて選定審査委員会を設置（選定審査委員会事務局は市民局市民活躍推進部地域政策課に設置）し、提出書類及び審査会における企画提案書の内容に沿った説明・ヒアリングを総合的に評価して、最優秀提案を特定する。

※企画提案書の提出期限から審査会当日までの追加資料等は受け付けない。

(イ) 審査会の開催日は、令和4年6月7日（火）とし、時間等については別途通知する。

また、審査会はオンラインで実施することとし、提案者による企画内容の説明及び選定審査委員会からの質疑の時間を設ける。なお、1提案者あたり、説明者は2名以内とする（審査会の構成は各提案者説明15分、質疑15分程度を予定）。

※提案者による企画内容の説明の際は、先に提出している企画提案書を使用し、その他のプレゼンテーション資料は使用しないこと。

(ウ) 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないと判断した時は、受託候補者を特定しないものとする。

(2) 審査基準

提出された提案書について、次に掲げる視点での評価のうえ、選定する。(100点満点)

※各審査委員の合計得点が満点の半分未満となった者については、不合格とする。

①業務遂行能力【配点：35点】

- ・当該業務を実施する能力、組織体制等となっているか（10点）
- ・他都市等における実施実績があるか（15点）
- ・確実に事業の遂行が期待できるスケジュールとなっているか（10点）

②業務内容の理解【配点：15点】

- ・事業目的を十分に踏まえた提案がなされているか（10点）
- ・本市の町内会の実情について理解が進んでいるか（5点）

③提案内容【配点：40点】

- ・事業実施にあたっての創意工夫や効果の期待できる内容となっているか（15点）
- ・企画提案書の内容から業務受託に対する熱意や意欲が見られるか（10点）
- ・実績のノウハウが効果的に本事業に生かされる内容となっているか（10点）
- ・その他、提案における独自性や先進性等、特筆すべき点があるか（5点）

④予算額の妥当性【配点：10点】

- ・提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的かつ適切なものか（10点）

(3) 選定する契約相手方数

1社または1連合体

8 審査結果

- ・提案書提出者に対して、速やかに電子メールまたは電話にて知らせるとともに、郵送により通知する（令和4年6月8日（水）を予定）。
- ・非選定の理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日（土曜日・日曜日及び祝日を除く）以内に、下記担当あてに書面（様式は任意）で問い合わせること。その翌日から起算して10日以内（土曜日・日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

9 提案書の提出にあたっての注意事項

- ・提案書の作成及び提出に関する諸費用、その他一切の費用は提案者の負担とする。
- ・契約については、特定された者と改めて委託内容について協議のうえ、随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。

- ・本プロポーザルにおいて、本市に提出する書類に虚偽の内容を記載した場合には、参加資格、提案を無効とする。また、指名停止を行う場合がある。
- ・提出された提案書は、受託候補者の特定の用以外に提案者に無断で使用することはない。
- ・選定された提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、提案内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容について別途協議のうえ、提案内容を一部変更して契約することがある。
- ・委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等はすべて仙台市に帰属するものとする。

10 スケジュール

本業務の受託者の選定に係るスケジュール（予定）は次のとおり。

令和4年4月19日（火）～令和4年4月27日（水）正午・・・・・・・・・・質問の受付期間

令和4年4月28日（木）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・質問への回答

令和4年5月9日（月）～令和4年5月17日（火）午後5時・・・・・・・・・・応募申込書募集期間

令和4年5月18日（水）～令和4年5月31日（火）午後5時・・・・・・・・提案書募集期間

令和4年6月7日（火）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・審査会の開催

令和4年6月8日（水）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・選定結果の通知

令和4年6月9日（木）以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約締結手続き

11 本件に係る問い合わせ先

仙台市市民局市民活躍推進部地域政策課企画振興係 担当：藤崎

〒980-8671

仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル2階（仙台市役所二日町第4仮庁舎）

TEL：022-214-6129 FAX：022-214-6140 E-mail：sim004070@city.sendai.jp